

武蔵野市立吉祥寺美術館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和6年12月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立吉祥寺美術館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
武蔵野市立吉祥寺美術館
武蔵野市吉祥寺本町1丁目8番16号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団
武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により提案する。